



公文書館機能普及セミナーin沖縄 公文書館講演会

# 公文書館機能について

2011. 7. 8 於: 沖縄県公文書館

埼玉県立文書館

新井浩文

# はじめに

- 全史料協が提唱する公文書館機能の背景  
→ハコモノだけでなく機能重視へ
- 「公文書管理法」第34条  
→地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。  
→「公文書館法」=任意から努力義務へ

# 全国の状況 I

- 『秋田県内の市町村における公文書保存状況調査報告書』(2009年)から  
→平成合併を契機に2005年以降、県内69全市町村に実施
- 実施方法→①アンケートとマニュアル配布の実施②調査票の送付と現地出向調査の実施
- 合併後の分散管理や廃棄といった問題が浮上
- 全国的にも似たような状況が見られる？

# 全国の状況Ⅱ

- 全史料協調査・研究委員会による全国の1,844自治体へのアンケート調査  
→「地方自治体の重要な公文書等の取扱いに関するアンケート」=1,007自治体が回答
- 設問は①歴史的公文書の取扱い状況②合併文書の取扱い状況③公文書管理法への対応④公文書館機能の有無⑤文書管理全般の課題

# ①歴史的公文書等の取扱状況

- 法的位置づけは、規程・規則がほとんどで条例によるところは全国で2カ所のみ
- 現用文書は、集中管理と原課管理が半々
- 歴史的公文書等は規程の中で位置づけられている自治体が40%（〇県55%）
- 歴史的公文書等の選別も40%（〇県45%）、選別主体は文書管理課と教育委員会が多い。
- 選別した文書は、博物館や図書館、自治体史編さん室で引き継いでいるのが42%
- 選別した文書の公開は情報公開制度に準じて公開が半数を超える。

## ②合併文書の取扱状況

- 合併は回答自治体の38%で実施
- 全て保存か選別保存が43%なのに対し、合併先自治体の保存期間に合わせて廃棄が54%もあった
- 保存場所は旧庁舎が半数近く、空き施設が10%あまり
- 公開は、情報公開制度による

## ③「公文書管理法」への対応

## ④公文書館機能の整備状況

- 「公文書管理法」の周知度→未周知83%
- 「同法」第34条については86%が未対応
- 公文書館機能の整備状況→検討中11%
- 検討中の内容
  - 新設図書館に公文書館機能を附設
  - 空き教室や旧庁舎の転用
  - 県と市で共同公文書館を設置【福岡県】

## ⑤文書管理全体の課題

- 予算や人員不足
- 収蔵スペースの不足や劣悪な保存環境
- 職員の文書管理意識の不徹底
- 「公文書館法」や「公文書管理法」の理念に基づく規程の未整備
- 「公文書館法」の理念が住民や職員に未浸透

# 課題に対する解決策として

- 公文書館機能の基準となる指標【モデル】  
をつくってみよう！【調査・研究委員会】
- 意図→既存公文書館が自己点検・評価  
→公文書館未設置自治体が現実に  
備えている公文書館機能を評価
- 目的→評価の目的は改善  
→公文書館理念の明確化  
→公文書館機能を簡潔にまとめる

# その前に・・・地方公文書館と法

- 「公文書館法」では→歴史資料として重要な公文書等を①保存、②閲覧、③調査研究を目的とする④施設で、⑤館長、⑥専門職員、⑦その他必要な職員を置き、⑧地方公共団体が設置し、⑨設置に関する事項が条例で定められていること
- 「地方自治法」上では「公の施設」
- 「公文書管理法」第34条の努力義務

# 「公文書館機能の自己点検・評価指標」 【試案】ミニマムモデル

- 1. 基本事項

- ① 歴史資料として重要な公文書等の管理に関する一連の業務が組織法(条例・規則・規程・要綱問わず)上、規定されている。
- ② 歴史資料として重要な公文書等に関する業務状況が何らかのかたちで一般に公表されている。

# 「公文書館機能の自己点検・評価指標」 【試案】ミニマムモデル

- 2. 保存・管理

- ①当該自治体の情報公開条例に規定された実施機関のうち、50%以上の機関の歴史資料として重要な公文書等を収集(移管)対象としている。
- ②その収集方針、評価選別基準等を明文化し、公表している。
- ③文書管理等の規程上、その保存場所を規定し、現用文書の保管場所とは異なる専用の場所で保管している。

# 「公文書館機能の自己点検・評価指標」 【試案】ミニマムモデル

- 3-1. 公開・調査研究

①自らが管理する歴史資料として重要な公文書等の目録を作成し、それが一般公開されている。

②閲覧を制限する場合の基準を持ち、一般公開している。また、その基準に該当するものを除いて、一般利用に制限がない。

# 「公文書館機能の自己点検・評価指標」 【試案】ミニマムモデル

- 3-2. 公開・調査研究

③標準的な資料複写料金が、当該自治体の情報公開制度による「写しの交付に要する費用」と同等かそれ以下となっている。

④歴史資料として重要な公文書等の収集・保存・閲覧等に関する調査研究を行い、その成果を毎年度公表している。

# おわりに

- 「公文書館機能の自己点検・評価指標」は公文書館機能普及が目的
- 公文書館未設置自治体、公文書館類似機能を持つ自治体にも広く適用可能
- 東日本大震災を受けて、再認識された公文書館機能の重要性

## 1 ミニマムモデル

### 【1 基本事項】

- 1.1 歴史資料として重要な公文書等の管理に関する一連の業務が組織法（条例・規則・規程・要綱等その形式は問わない）上、規定されている。
- 1.2 歴史資料として重要な公文書等に関する業務状況が何らかのかたちで一般に公表されている。

### 【2 保存・管理】

- 2.1 当該自治体の情報公開条例に規定された実施機関のうち、50%以上の機関の歴史資料として重要な公文書等を収集（移管）の対象としている。
- 2.2 歴史資料として重要な公文書等の収集方針、評価選別基準（これらに相当するもの）等を明文化し、公表している。
- 2.3 文書管理等の規程上、歴史資料として重要な公文書等の保存場所を規定し、現用文書の保管場所と異なる専用の場所で管理している。

### 【3 公開・調査研究】

- 3.1 自らが管理する歴史資料として重要な公文書等の目録を作成し、それが一般に公表されている。
- 3.2 閲覧を制限する場合の基準を持ち、一般に公開している。また、その基準に該当するものを除いて、一般利用の制限が行われていない。
- 3.3 標準的な資料複写料金が、当該自治体の情報公開制度による「写しの交付に要する費用」と同等かそれ以下となっている。
- 3.4 歴史資料として重要な公文書等の収集・保存・閲覧等に関する調査研究を行い、その成果を毎年度公表している。

## 2 ゴールドモデル

### 【1 基本事項】

- 1.1 条例に基づき公文書館的機能を設置・管理している。
- 1.2 公文書館的機能の運営の基本理念や方針を策定し、公表している。
- 1.3 公文書館的機能の中長期的経営目標を策定し、公表している。
- 1.4 公文書館的機能の事業について自己評価を行っている。
- 1.5 公文書館的機能の事業について外部評価を行っている。
- 1.6 全史料協・日本アーカイブズ学会・企業史料協など、アーカイブズの専門職団  
体で、公文書館的機能の設置・管理・運営に関する報告・執筆等を行っている職  
員を配置している。
- 1.7 5年以上継続して運営に携わっている職員がいる。
- 1.8 ライフサイクルに配慮した公文書管理を条例で定めている。
- 1.9 公文書館的機能の一連の業務が複数の職員で情報共有されている
- 1.10 管内市町村に対して、歴史資料として重要な公文書等の保存・公開業務の支援、  
情報提供等を行っている。〔都道府県公文書館限定事項〕

### 【2 保存・管理】

- 2.1 文書の作成・管理のプロセスに業務支援等何らかの形で関与している。
- 2.2 歴史資料として重要な公文書等の収集（移管）決定権を公文書館的機能が有し  
ている。
- 2.3 設置団体が単年度で作成する資料全体の80%以上を選別の対象としている。
- 2.4 収集（移管）及び選別作業についての記録を全て保存している。
- 2.5 廃棄した資料のリストを保存し、公開できるようにしている。
- 2.6 電子文書・情報の移管・保存を行っている。
- 2.7 利用頻度が高いと予想される資料の代替化措置を行なっている。
- 2.8 IPM(総合的害虫管理)による保存環境の整備や防災上の配慮等、長期的に資料が保  
存出来るような処置を取っている。

### 【3 公開】

- 3.1 Web を活用して資料へのアクセスを容易にしている。
- 3.2 利用可能な全ての資料に関する情報が Web 上で公表されている。
- 3.3 非公開資料の所蔵情報を何らかの形で公表している。

### 【4 調査研究】

- 4.1 所蔵資料に関連する資料について、その所蔵先に関係なく幅広く紹介できている。
- 4.2 設置団体の職員に対して所蔵資料等の積極的な情報提供を行っている。
- 4.3 講演会・講習会・展示など所蔵資料の利用促進をはかる事業を単年度あたり4  
回以上催行している。
- 4.4 職員のうち、一年以内に全史料協、国立公文書館、国文学研究資料館等の主催す  
る研修や講座を受講した職員が運営に携わっている
- 4.5 設置団体に属するいずれかの機関等（公文書館を含む）と地域資料（主に歴史  
的私文書等）の収集保存について役割分担等の連携が行なわれている。